

# 人 事 委 員 会 年 報

令 和 元 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会



# 目 次

## 第1 組織および運営

1 人事委員会	1
(1) 委員	1
(2) 委員会の会議	1
2 事務局	7
(1) 職員定数および現員	7
(2) 組織	7
(3) 事務分掌	7
(4) 令和元年度予算	8
3 人事委員会規則等の制定・改廃	9
(1) 規則	9
(2) 告示	11
(3) 訓令	12
4 条例案に対する意見	13
5 諸会議等	14

## 第2 任用関係事務

1 競争試験	17
(1) 試験の日程	17
(2) 試験区分および採用予定人員	18
(3) 受験資格および試験方法	19
(4) 試験の実施状況	22
2 障害者を対象とした職員採用試験	26
(1) 試験の日程	26
(2) 受験資格および試験方法	26
(3) 試験の実施状況	26
3 採用選考	27
4 昇任選考	28

## 第3 給与関係事務

1 給与に関する報告、勧告等	29
(1) 職員給与等実態調査	29
(2) 職種別民間給与実態調査	37
(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	41
(4) 職員の給与に関する報告および勧告	42
2 給与改定等の概要	49
(1) 改定の内容	49

(2) 実施時期	49
3 給与に関する承認	49
第4 勤務時間その他の勤務条件等	
1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例	50
2 勤務条件適正化に向けた職員講習会	50
3 健康経営の推進等に関する職員アンケート	50
第5 懲戒処分関係	
1 懲戒処分の状況	51
第6 公平審査関係事務	
1 勤務条件に関する措置の要求	52
2 不利益処分に関する審査請求	52
3 職員からの苦情相談	52
4 職員団体の登録	53
5 管理職員等の範囲の指定	54
(1) 本 庁	54
(2) 出先機関	54
6 公平審査事務の受託	55
第7 労働基準監督機関の職権行使	
1 適用事業所と労働基準監督機関	56
2 職権行使の状況	57
(1) 事業所調査	57
(2) 時間外・休日労働に関する協定(36協定)の実態調査	57
(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	57

# 第1 組織および運営

## 1 人事委員会

### (1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	西原節子	昭25. 4. 6	平25.12.26 ～ 令元.12.25	(元) 県民文化生活部管理監 平27.12.26 再任 平29. 7.29 委員長に就任
	桂賢	昭19. 6.12	(一期目) 平26. 8. 4 ～ 平30. 8. 3  (二期目) 平30. 8. 4 ～ 令4. 8. 3	(現) 日本ガラスロニクス(株) 取締役会長 (現) 滋賀経済同友会 特別幹事  令元.12.26 委員長に就任
委員	曾根寛	昭46. 3.14	(一期目) 平30.12.22 ～ 令3. 7.28	(現) 弁護士
委員	池田美幸	昭31. 8.29	(一期目) 令元.12.26 ～ 令5.12.25	(元) 県商工観光労働部理事 (女性活躍担当)

### (2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成31年 4月25日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成31年度滋賀県職員等採用試験実施計画案について</li> <li>2 職員採用試験公告について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成31年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) 公告案</li> <li>(2) 平成31年度滋賀県職員採用上級試験 (経験者採用) 公告案</li> </ol> </li> <li>3 評定基準等の一部改正について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員等採用試験</li> <li>(2) 滋賀県職員採用上級試験 (行政 (アピール試験型) )</li> <li>(3) 滋賀県職員採用上級試験 (経験者採用)</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt; 協議事項 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成31年度行事予定について</li> <li>2 人事委員会事務局の平成30年度組織目標の達成状況案および平成31年度組織目標案について</li> </ol> <p>&lt; 報告事項 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年度各種採用試験実施結果について</li> <li>2 平成30年度職員の苦情相談処理報告について</li> <li>3 職員の懲戒処分について</li> <li>4 平成31年度職種別民間給与実態調査について</li> </ol>

開催期日	議 題
令和元年 6月12日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則等の一部改正について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 口頭により滋賀県人事委委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正案</li> </ol> </li> <li>2 職員採用試験公告について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）公告案</li> <li>(2) 令和元年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案</li> <li>(3) 令和元年度障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告案</li> </ol> </li> <li>3 障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験に係る評定基準の一部改正について</li> <li>4 職員の採用選考について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和元年度滋賀県職員採用上級試験および経験者採用試験（総合土木）の申込状況について</li> <li>2 平成30年度各種採用試験実施結果について</li> <li>3 平成30年度職員の苦情相談処理報告について</li> <li>4 職員の懲戒処分について</li> </ol>
7月5日	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会事務局における事務処理の適正化に向けての取組等について</li> <li>2 職員の懲戒処分について</li> </ol>
7月29日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の懲戒処分について</li> </ol>
8月4日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度第1回滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A）</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度第1回滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A）</li> </ol> </li> </ol>
8月19日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級）</li> </ol> </li> <li>2 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）の実施について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）公告案</li> </ol> </li> <li>3 滋賀県職員採用上級試験-特別募集（総合土木）-の実施について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度滋賀県職員採用上級試験-特別募集（総合土木）-公告案</li> <li>(2) 令和元年度滋賀県職員採用上級試験-特別募集（総合土木）-評定基準案</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級）</li> </ol> </li> <li>2 人事院勧告の内容について</li> <li>3 職員の懲戒処分について</li> </ol>

開催期日	議 題
9月10日	<p>&lt;審議事項&gt; 1 職員の採用選考について</p> <p>&lt;審議事項&gt; 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p> <p>&lt;報告事項&gt; 1 滋賀県職員等採用試験の申込み状況について (1) 滋賀県職員採用初級試験（高校卒程度） (2) 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度） (3) 障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験</p>
9月18日	<p>&lt;審議事項&gt; 1 条例案に対する意見について (1) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (3) 滋賀県旅費支給条例の一部を改正する条例案</p> <p>&lt;報告事項&gt; 1 障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験の申込状況について 2 健康経営の推進等に関する職員アンケートの結果について</p>
9月25日	<p>&lt;協議事項&gt; 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>&lt;協議事項&gt; 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p>
10月3日	<p>&lt;協議事項&gt; 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p> <p>&lt;報告事項&gt; 1 令和元年度 滋賀県職員採用初級試験、小中学校事務職員採用試験の実施状況について</p>
10月9日	<p>&lt;協議事項&gt; 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p> <p>&lt;報告事項&gt; 1 滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）について</p>
10月15日	<p>&lt;報告事項&gt; 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p>

開催期日	議 題
10月28日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の確定について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級）</li> <li>(2) 令和元年度滋賀県警察事務職員採用候補者名簿</li> <li>(3) 令和元年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿</li> <li>(4) 令和元年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A）</li> </ol> </li> <li>2 口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正案</li> <li>3 令和元年度滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）の実施について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）公告案</li> <li>(2) 令和元年度滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）評定基準案</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級）</li> <li>(2) 平成30年度滋賀県警察事務職員採用候補者名簿</li> <li>(3) 平成30年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿</li> <li>(4) 平成30年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A）</li> </ol> </li> <li>2 令和元年度障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験、滋賀県職員採用上級試験（特別募集・総合土木）の実施状況について</li> </ol>
11月28日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案</li> <li>(2) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</li> </ol> </li> <li>2 人事委員会規則の一部改正について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> </li> <li>3 採用候補者の名簿確定について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集－総合土木－）</li> <li>(2) 令和元年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A－2、女性A－2、男性B、女性B）</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事からの意見照会に対する回答について（地域手当の見直しについて）</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用候補者名簿の失効について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A－2、女性A－2、男性B、女性B）</li> </ol> </li> <li>2 障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験の結果について</li> <li>3 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）の実施状況について</li> </ol>
12月20日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則の一部改正について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正案</li> <li>(2) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部改正案</li> </ol> </li> <li>2 人事委員会告示の一部改正について           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正案</li> </ol> </li> <li>3 職員の採用選考方法等に関する要綱の一部改正について</li> <li>4 採用選考における試験の評定基準の一部改正について</li> <li>5 会計年度任用職員の採用選考に係る評定基準について</li> <li>6 滋賀県警察官等採用試験に係る受験資格の上限年齢引き上げおよび評定基準の一部改正について</li> </ol>



開催期日	議 題
12月26日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <p>1 委員長選挙等について (委員長選挙、委員長職務代理者指定、審査長指名)</p>
令和2年 1月16日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について (1) 滋賀県職員採用上級試験(経験者採用)採用候補者名簿</p> <p>2 職員の採用選考について</p> <p>3 人事委員会規則等の改正について (1) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案 (2) 職員の宿日直手当の支給に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関指定の一部改正案 (3) 滋賀県職員等の給与に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特地公署に準ずる公署の指定の一部改正案</p> <p>&lt; 報告事項 &gt;</p> <p>1 「滋賀県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則」に基づく事務局長に権限が委任されていない事項への対応状況について</p> <p>2 令和2年度人事委員会事務局当初予算見積額の概要について</p>
1月23日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について (1) 令和元年度滋賀県警察官採用候補者名簿(県外B)</p> <p>2 令和2年度滋賀県警察官採用試験の実施計画について (1) 令和2年度第1回滋賀県警察官(A)採用試験公告案 (2) 令和2年度第2回滋賀県警察官(A)採用試験公告案 (3) 令和2年度滋賀県警察官(B)採用試験公告案</p> <p>&lt; 報告事項 &gt;</p> <p>1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成30年度滋賀県警察官採用候補者名簿(県外B)</p> <p>2 令和元年度滋賀県任期付職員採用試験の申込状況について</p>
2月17日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について (1) 令和元年度滋賀県任期付職員採用候補者名簿</p> <p>2 条例案に対する意見について (1) 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案 (2) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>&lt; 報告事項 &gt;</p> <p>1 職員の懲戒処分について</p>
2月20日	<p>&lt; 審議事項 &gt;</p> <p>1 職員の採用選考について</p> <p>2 職員の昇任選考について</p> <p>3 条例案に対する意見について (1) 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案</p> <p>4 人事委員会規則の一部改正案について (1) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 警察官任用の特例に関する規則の一部を改正する規則案</p>

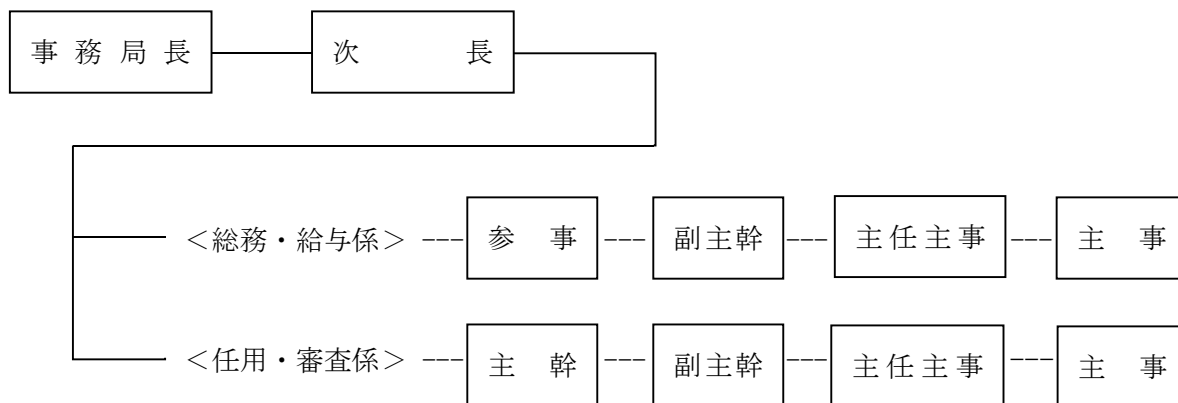
開催期日	議 題
3月18日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 職員の昇任選考について</li> <li>3 一般任期付職員の採用について</li> <li>4 人事委員会規則等の一部改正について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(3) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(4) 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(5) 職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(6) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第5項および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第5項の規定による住居手当に関する規則</li> <li>(7) 職員の特地勤務手当等に関する規則</li> <li>(8) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案</li> <li>(9) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(10) 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(11) 滋賀県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(12) 滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(13) 滋賀県人事委員会事務局職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;訓令&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(14) 滋賀県人事委員会事務局職員服務規程の一部改正案</li> <li>(15) 滋賀県人事委員会事務処理規程の一部改正案</li> <li>(16) 滋賀県人事委員会事務局職員人事評価制度実施規程の一部改正案</li> </ol> <p>&lt;告示&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(17) 職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正案</li> <li>(18) 公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職員の職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い職の指定の一部改正案</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 事務局職員の人事について</li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨時的任用取扱基準の廃止について</li> <li>2 障害者活躍推進計画の作成について</li> <li>3 令和2年度滋賀県職員等採用試験の実施計画について</li> <li>4 採用候補者名簿の失効について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度滋賀県職員採用試験（上級－特別募集（総合土木）－）</li> </ol> </li> </ol>
3月30日	<p>&lt;審議事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会告示の一部改正について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案</li> </ol> </li> </ol> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の懲戒処分について</li> </ol>

## 2 事務局

### (1) 職員定数および現員

定 数	現 員			臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合 計	
10人	1人	10人 (うち1人： 育児休業取得)	11人	1人 (令元12. 1～令2. 3. 31)

### (2) 組 織



※総務・給与係：上記以外 主事1人（育児休業取得）

（令和2年3月31日現在）

### (3) 事務分掌

係 名	分 掌 事 務
総務・給与	1 人事委員会議に関する事。 2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。 3 公印の管守に関する事。 4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。 5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。 7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。 8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。 9 職員に対する給与の支払い監理に関する事。 10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
任用・審査	1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。 2 職員の研修および人事評価制度に関する総合的企画に関する事。 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。 4 職員に対する不利益処分についての審査および措置に関する事。 5 職員の苦情の処理に関する事。 6 職員団体の登録に関する事。 7 管理職員等の範囲に関する事。

(4) 令和元年度予算

歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	—	6,660
	委員会運営費	14,475	△2,111	12,364
	計	21,135	△2,111	19,024
事務局費	職員費	84,639	2,358	86,997
	事務局運営費	476	68	544
	計	85,115	2,426	87,541
合計		106,250	315	106,565

(節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
総務費	人事委員会費	委員会費		21,135	△2,111	19,024
			報酬	6,660	—	6,660
			共済費	148	△52	96
			賃金	936	△401	535
			旅費	1,077	△110	967
			交際費	20	△10	10
			需用費	2,882	△551	2,331
			役務費	3,061	△820	2,241
			委託料	3,756	△49	3,707
			使用料及び賃借料	714	△118	596
		負担金補助及び交付金	1,881	—	1,881	
		事務局費		85,115	2,426	87,541
			給料	39,204	△77	39,127
			職員手当等	30,926	1,977	32,903
			共済費	14,509	458	14,967
			需用費	473	68	541
			役務費	3	—	3

### 3 人事委員会規則等の制定・改廃

#### (1) 規 則

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
令元 1	令元. 6. 21	滋賀県地方警察職員の 特殊勤務手当の支給に 関する規則の一部を改 正する規則	護衛等作業のうち心身に著しい負担を与えるものとして、上皇陛下、上皇后陛下、皇嗣殿下および皇嗣妃殿下を側近警衛する場合を加えるため、所要の改正を行った。
2	令元. 10. 1	公益的法人等への職員 の派遣等に関する規則 の一部を改正する規則	職員の派遣先団体に一般社団法人2025年日本国際博覧会協会を加えるため、所要の改正を行った。
3	令元. 12. 6	職員の任用に関する規 則の一部を改正する規 則	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公務員法の一部改正により、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員が新たに設置されることに伴い、会計年度任用職員の任用方法を規定する等の所要の改正を行った。</li> <li>地方公務員法の一部改正により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、所要の改正を行った。</li> <li>会計年度任用職員の条件付採用について、条件付採用期間を延長する場合の規定等の所要の改正を行った。</li> </ul>
4	令元. 12. 27	職員の初任給、昇格、 昇給等に関する規則の 一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法の一部を改正する法律の施行により、専門職大学の制度が設けられたことに伴い、学歴免許等資格区分表について所要の改正を行った。</li> <li>給与条例および学校職員給与条例の一部改正による、平成31年4月1日から適用される各給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表等について所要の改正を行った。</li> </ul>
5	令元. 12. 27	職員の期末手当および 勤勉手当の支給に関 する規則の一部を改 正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、令和元年12月以降の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
令2 1	令2. 2. 18	滋賀県職員等の給与に 関する条例等の一部を 改正する条例および滋 賀県公立学校職員の給 与に関する条例等の一 部を改正する条例の施 行に伴う関係規則の整 備に関する規則	令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、改正が必要となる関係規則について所要の改正を行った。
2	令2. 3. 6	警察官任用の特例に関 する規則の一部を改 正する規則	学校教育法の一部を改正する法律の施行により、専門職大学の制度が設けられたことに伴い、短期大学の卒業者と同等の学歴を有する者として、専門職大学の前期課程の修了者を含めることとし、また、高等専門学校についても、短期大学と同等の扱いとするため、所要の改正を行った。
3	令2. 3. 24	職員の級別職務に関 する規則の一部を改 正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
4	令2. 3. 31	滋賀県職員等の給与に 関する条例等の一部を 改正する条例付則第5 項および滋賀県公立学 校職員の給与に関する 条例の一部を改正する 条例付則第5項の規定 による住居手当に関 する規則	住居手当の制度見直しに伴う経過措置について、必要な事項を定めるため、所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
5	令2.3.31	職員の勤務時間、休日 および休暇に関する規則 の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会貢献活動休暇の対象にスポーツの振興を図る事業に協力する活動を追加するため、所要の改正を行った。</li> <li>子育て支援時間が整備されることに伴い、所要の改正を行った。</li> </ul>
6	令2.3.31	管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について 所要の改正を行った。
7	令2.3.31	職員の分限に関する規則 の一部を改正する規則	降任等の手続に必要な医師の診断書の徴取先等について、所 要の改正を行った。
8	令2.3.31	職員等の給与の支給等 に関する規則の一部を 改正する規則	組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表に ついて、所要の改正を行った。
9	令2.3.31	職員等の給料の調整額 に関する規則の一部を 改正する規則	地域手当の支給割合の見直しを受けて、給与等条例および学 校職員給与等条例に当面の間の給与の支給に係る経過措置が 設けられたことに伴い、所要の改正を行った。
10	令2.3.31	職員の住居手当に関する 規則の一部を改正す る規則	住居手当の制度見直しに伴う経過措置の対象となった職員 に係る令和3年4月1日における届出の特例を定めるため、所 要の改正を行った。
11	令2.3.31	滋賀県職員の特殊勤務 手当に関する条例施行 規則の一部を改正する 規則	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
12	令2.3.31	職員等の期末手当およ び勤勉手当の支給に 関する規則の一部を 改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援時間が整備されることに伴い、所要の改正を行 った。</li> <li>給与等条例および学校職員給与等条例の一部改正による勤 勉手当の支給割合の改定に伴い、令和2年度からの勤勉手当 の成績率について、所要の改正を行った。</li> </ul>
13	令2.3.31	職員等の特勤手当等 に関する規則の一部 を改正する規則	長浜市立杉野中学校および長浜市立杉野小学校が令和2年 3月をもって廃校となることに伴い、特勤公署およびその級区 分を定めた別表について、所要の改正を行った。
14	令2.3.31	滋賀県人事委員会事務 局の組織に関する規則 の一部を改正する規則	会計年度任用職員制度の施行に伴い、所要の改正を行った。
15	令2.3.31	滋賀県人事委員会事務 局職員の標準的な職に 関する規則の一部を 改正する規則	会計年度任用職員制度の施行に伴い、所要の改正を行った。
16	令2.3.31	滋賀県人事委員会事務 局長に対する権限の委 任に関する規則の一部 を改正する規則	会計年度任用職員制度の施行等に伴い、所要の改正を行っ た。

(2) 告 示

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
令元 1	令元. 6. 13	口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用・総合土木）において、専門試験（択一式）を実施することから、上級試験と同様、正答数を開示できるようにするため、所要の改正を行った。</li> <li>身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験および小・中学校事務職員採用試験の受験資格について、障害種別による制限を撤廃することおよび教養試験と作文試験により第1次試験の合否判定を行うことに伴い、所要の改正を行った。</li> </ul>
2	令元. 11. 8	口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正	滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）を実施することに伴い、所要の規定の整備を行った。
3	令元. 12. 27	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	職員の任用に関する規則第7条第8号に基づく会計年度任用職員の職のうち、各任命権者が設置する職に係るものの採用選考の実施について、各任命権者に委任するため、所要の改正を行った。
令2 1	令2. 2. 18	職員の宿日直手当の支給に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関指定の一部改正	令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、所要の改正を行った。
2	令2. 2. 18	滋賀県職員等の給与に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特地公署に準ずる公署の指定	令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、所要の改正を行った。
3	令2. 3. 31	職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正	臨時的任用を行った場合の通知の方法等について、所要の改正を行った。
4	令2. 3. 31	公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職員の職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い職の指定の一部改正	滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
5	令2. 4. 7	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	人事異動に伴い、医療職給料表（1）の適用を受ける職員の勤務する機関の指定について、所要の改正を行った。

### (3) 訓 令

訓令 番号	施行年月日	訓 令 名	概 要
令2 1	令2. 3. 31	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2	令2. 3. 31	滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
3	令2. 3. 31	滋賀県情報処理規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
4	令2. 3. 31	滋賀県人事委員会事務局職員人事評価制度実施規程の一部改正	会計年度任用職員制度の施行に伴い、所要の改正を行った。
5	令2. 3. 31	滋賀県人事委員会事務局職員服務規程の一部改正	子育て支援時間が整備されることに伴い、所要の改正を行った。
6	令2. 3. 31	滋賀県人事委員会事務局処理規程の一部改正	滋賀県公文書等の管理に関する条例の施行に伴い、人事委員会事務局における現用公文書の管理体制等を定めるため、所要の改正を行った。



#### 4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
令元. 9. 18	滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	これらの条例案は、地方公務員法および地方自治法の一部改正に伴い、新たに会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	
	滋賀県旅費支給条例の一部を改正する条例案	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
令元. 11. 28	滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	これらの条例案は、本委員会が10月15日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じるとともに、地域手当の支給割合の算定方法の見直しに当たり、給与水準を維持するための特例措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
令2. 2. 17	滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案	この条例案のうち一般職の職員に関する部分については、地方自治法の一部改正に伴い、職員の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める条例を制定しようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案のうち滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正、滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正および滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現が求められる中、職員が仕事と子育てを両立することができる勤務環境を充実させる観点から、部分休業に準じた新たな休暇制度を創設しようとするものであり、適当なものと認めます。
令2. 2. 20	滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案	この条例案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が制定されたことから、同指針の趣旨を踏まえて業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置等を行うことを明確にしようとするものであり、適当なものと認めます。

## 5 諸会議等

令和元年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	主な議題等	開 催 地
平31. 4. 12	警察官採用共同試験事務担当者会議	<p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成31年度警察官共同採用試験の実施に関する基本方針、実施基準、実施細目及び運用について</li> <li>2 幹事県の決定について</li> <li>3 地元県への要望事項及び共同試験実施依頼について</li> <li>4 11都府県警察官採用共同試験事務連絡会の設置について</li> <li>5 事務連絡会における代表及び副代表の選出について</li> <li>6 協議事項等に関する意見交換</li> </ol>	京 都 府
4. 8～ 9	職種別民間給与実態調査説明会	<p>[議事]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施要領による説明等</li> <li>2 調査指導員の仕事に係る説明等</li> </ol>	東 京 都
令元. 5. 30	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	<p>【地区別会議】</p> <p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年度事業報告及び歳入歳出決算について</li> <li>2 令和元年度事業計画及び歳入歳出予算について</li> <li>3 近畿人事委員会協議会会長の選出について</li> <li>4 近畿人事委員会協議会会計監事の選出について</li> <li>5 全人連役員選挙にかかる選考委員の選出について</li> </ol> <p>【合同会議】</p> <p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員採用試験の府外（県外）会場での実施について</li> </ol> <p>[意見交換]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者対象試験について</li> </ol> <p>[講演]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公務員の給与について</li> <li>2 地方公務員をめぐる状況について</li> </ol>	富 山 県
6. 24	第127回全国人事委員会連合会総会	<p>[議事]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年度決算について</li> <li>2 令和元年度事業計画案及び予算案について</li> <li>3 第128回総会について</li> <li>4 第63回公平審査事務研修会について</li> <li>5 令和2・3年度専門部会の運営について</li> </ol> <p>[報告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30・令和元年度専門部会の中間報告について</li> <li>2 第61回公平審査事務研修会の結果報告について</li> <li>3 第62回公平審査事務研修会について</li> <li>4 令和元年度理事について</li> <li>5 「園遊会」及び「桜を見る会」への招待者について</li> <li>6 ブロック活動状況報告について</li> </ol>	東 京 都
7. 11～12	第62回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	<p>[講演]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公務員行政の現状と課題</li> </ol> <p>[研究討議]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤務時間中のノンアルコールビールの飲用に対する懲戒処分について</li> <li>2 障害者である職員からの勤務環境改善要望について</li> <li>3 卑わいな言動をした職員に対する懲戒免職処分について</li> </ol>	岡 山 県

年 月 日	会 議 名	主な議題等	開 催 地
8. 9	人事院勧告説明会	<p>[議事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告・勧告の概要</li> <li>・質疑</li> </ul>	東京都
8.21	全国人事委員会事務局長会議	<p>[議事]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について</li> <li>2 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について</li> <li>3 給与及び定員管理の諸問題について</li> <li>4 人事院の勧告について</li> <li>5 地方公務員の労働安全衛生について</li> </ol>	東京都
9. 4	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	<p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本年の報告及び勧告に向けての各府県市の状況及び課題について</li> </ol> <p>[意見交換]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年民調重点要望について</li> </ol>	大阪府
9.20	滋賀・奈良・和歌山三県人事委員会給与担当課長会議	<p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与の改定等について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勧告及び報告の時期について</li> <li>(2) 民間給与との較差に基づく給与改定について</li> <li>(3) 住居手当の見直しについて</li> </ul> </li> <li>2 人事管理・公務運営の改善について <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勤務環境の整備について (超過勤務の縮減、ハラスメント防止対策等)</li> <li>(2) 非常勤職員（会計年度任用職員）について</li> <li>(3) 定年の引上げについて</li> <li>(4) 障害者雇用について</li> </ul> </li> </ol>	和歌山県
11.20	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	<p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本年の人事委員会報告・勧告について</li> <li>2 令和2年度全人連理事の選出について</li> </ol> <p>[意見交換]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年度職種別民間給与実態調査に対する重点要望について</li> <li>2 会計年度任用職員の制度に対する人事委員会の関与について</li> <li>3 人事評価の実施状況について</li> </ol>	和歌山市
令2. 1.23	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	<p>[情報交換]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者を対象としたステップアップの枠組み等の導入について</li> <li>2 広報活動における参加者の個人情報の収集について</li> <li>3 採用試験における災害発生時の対応について</li> <li>4 社会人対象試験（就職氷河期世代対象、UIターン型職務経験者対象試験を含む）の実施状況、実施方法について</li> <li>5 障害者対象試験における受験資格について</li> <li>6 点字による受験について</li> <li>7 障害者対象採用試験の受験者に対する配慮事項について</li> </ol>	和歌山市

年 月 日	会 議 名	主な議題等	開 催 地
1. 30	近畿人事委員会 協議会給与事務 研究会	<p>[研究議題]</p> <p>1 評価の給与反映について</p> <p>[情報交換]</p> <p>1 臨時講師に適用される給料表の最高号給について</p> <p>2 通勤手当の特別料金等について</p> <p>3 人事委員会勧告に基づく給与改定の会計年度任用職員への反映等について</p> <p>4 再任職員の給与水準について</p> <p>5 給与制度について</p>	京 都 府
2. 5	近畿人事委員会 協議会労基事務 研究会	<p>[議題]</p> <p>1 労働基準監督機関としての権限行使について</p> <p>2 働き方改革関連法について</p>	兵 庫 県
—	近畿人事委員会 協議会公平事務 研究会 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催)	<p>[研究議題]</p> <p>1 人事評価に関連する措置要求について</p> <p>[情報交換]</p> <p>1 ハラスメント関係の苦情相談にかかる対応状況等について</p> <p>2 会計年度任用職員に対する公平審査制度の周知について</p> <p>3 苦情相談における相談後の対応について</p>	—

## 第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、令和元年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

### 1 競争試験

#### (1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平31. 4. 26	令元. 5. 13～ 6. 3 (インターネット)	令元. 6. 23 7. 6～7. 9	令元. 7. 28 8. 1～8. 5	令元. 8. 19
上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用 (1回目)	平31. 4. 26	令元. 5. 13～ 6. 3 (インターネット)	令元. 6. 23	令元. 7. 28	令元. 8. 19
上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用 (2回目)	令元. 8. 27	令元. 10. 15～11. 13 (インターネット)	令元. 11. 24	令元. 12. 21 12. 22	令 2. 1. 16
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集(総合 土木)	令元. 8. 27	令元. 8. 27～ 9. 27 (インターネット)	令元. 10. 20	令元. 11. 10	令元. 11. 28
初級試験 (高校卒業程度)	令元. 6. 13	令元. 8. 1～ 9. 5 (郵送・持参 ・インターネット)	令元. 9. 29	令元. 10. 13 10. 14	令元. 10. 28
第一回警察官 男性A・女性A	平31. 3. 1	平31. 3. 1～ 4. 19 (郵送・持参 ・インターネット)	令元. 5. 12	令元. 6. 3～6. 6 7. 17～7. 19	令元. 8. 4
第二回警察官 男性A・女性A 男性B・女性B	平31. 3. 1	令元. 8. 1～ 8. 30 (郵送・持参 ・インターネット)	令元. 9. 22	令元. 10. 15～10. 17 11. 25～11. 26	令元. 11. 28
小・中学校 事務職員	令元. 6. 13	令元. 8. 1～ 9. 5 (郵送・持参 ・インターネット)	令元. 9. 29	令元. 10. 13	令元. 10. 28
任期付職員 (一般事務)	令元. 11. 8	令元. 11. 25～ 令 2. 1. 15 (インターネット)	令 2. 1. 26	令 2. 2. 9	令 2. 2. 17

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政(専門試験型)	55人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	3人程度	
	行政(アピール試験型)	10人程度		警察事務	3人程度	
	警察事務	5人程度		総合土木	3人程度	
	環境行政	2人程度	警察官	県内	第一回 男性 A	35人程度
	社会福祉	10人程度			女性 A	10人程度
	化学	3人程度			第二回 男性 A	5人程度
	農業	10人程度			女性 A	2人程度
	林業	5人程度		男性 B	10人程度	
	建築	3人程度		女性 B	5人程度	
	機械	1人程度		県外	A	若干人
	総合土木	20人程度			B	若干人
	上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用	行政		10人程度		
総合土木 (1回目)		7人程度				
総合土木 (2回目)		5人程度	小・中学校事務職員	—		
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集	総合土木	5人程度	任期付職員 (一般事務)	—	8人程度	

(3) 受験資格および試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 試 験	<p>○ 行政(アピール試験型)および経験者採用以外</p> <p>ア 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または令和2年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>ウ 「社会福祉」については次のいずれかの資格を有するまたは有する見込みの者</p> <p>(ア)社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者または令和2年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>(イ)社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士の資格を有する者または令和2年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>○ 行政(アピール試験型)</p> <p>ア 平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)大学を卒業した者または令和2年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 経験者採用</p> <p>昭和54年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>オ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)</p>	<p>&lt;下記の区分以外&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度) 択一式 47問中40問選択 120分</li> <li>・専門試験(大学卒業程度) 択一式 &lt;行政(専門試験型)・警察事務、総合土木以外の試験区分&gt; 40問 120分</li> <li>&lt;行政(専門試験型)・警察事務&gt; 50問中40問選択 120分</li> <li>&lt;総合土木&gt; 45問中40問選択 120分</li> <li>・口述試験 個別面接</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>&lt;行政(アピール試験型)&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力検査 択一式 70分</li> <li>・口述試験</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>&lt;経験者採用&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度) &lt;行政&gt; 択一式 40問 120分</li> <li>・職務基礎力試験 &lt;総合土木&gt; 択一式 75問 90分</li> <li>・専門試験(大学卒業程度) &lt;総合土木&gt; 記述式 60分</li> <li>・アピールシート &lt;行政・総合土木&gt; 記述式 60分</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul> <p>&lt;特別募集(総合土木)&gt;</p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分</li> <li>・専門試験(大学卒業程度) 択一式 30問 120分</li> <li>記述式 4問中2問選択 30分</li> <li>・適性検査</li> </ul> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul>

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法	
初 級 試 験		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者</li> <li>○ 受験制限 上級試験と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分</li> <li>・専門試験(高校卒業程度)(総合土木のみ) 択一式 45問中40問選択 120分</li> <li>・適性検査</li> </ul> </li> <li>○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul> </li> </ul>	
警察官	第一回	男性A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分</li> <li>・作文試験 60分</li> </ul> </li> <li>○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体検査</li> <li>・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査</li> <li>・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査</li> <li>・適性検査</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul> </li> </ul>	
		女性A		
	第二回	男性A		
		女性A		
		男性B		○ 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、令和2年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。
		女性B		○ 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学を卒業した者、令和2年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受験制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 日本国籍を有しない者</li> <li>イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ</li> </ul> </li> <li>〈身体検査基準〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上</li> <li>色 覚 職務執行に支障がないこと。</li> <li>聴 力 職務執行に支障がないこと。</li> <li>その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。</li> </ul> </li> </ul>		



区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
小・中学校 事務職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者</li> <li>○ 受験制限(受験できない者) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)</li> <li>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分</li> <li>・適性検査</li> </ul> </li> <li>○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・適性検査</li> </ul> </li> </ul>
任期付職員 (一般事務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成14年4月1日までに生まれた者</li> <li>○ 受験制限(受験できない者) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(高校卒業程度) 択一式 40問 120分</li> </ul> </li> <li>○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> </ul> </li> </ul>

#### (4) 試験の実施状況

##### ア 上級試験

※ ( ) は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
行 政 (専門試験型)	55人程度	(130) 400	(102) 305	76.3	(78) 225	(46) 112	(34) 71	4.3	(27) 55
行 政 (アビール試験型)	10人程度	(71) 141	(43) 92	65.2	(24) 50	(15) 30	(10) 18	5.1	(10) 18
警察事務	5人程度	(25) 37	(19) 28	75.7	(6) 9	(5) 6	(4) 5	5.6	(4) 5
環境行政	2人程度	(2) 12	(0) 6	50.0	(0) 5	(0) 3	(0) 1	6.0	(0) 1
社会福祉	10人程度	(14) 32	(14) 27	84.4	(10) 19	(9) 16	(8) 12	2.3	(8) 12
化 学	3人程度	(4) 14	(2) 10	71.4	(2) 9	(1) 6	(1) 4	2.5	(1) 4
農 業	10人程度	(10) 40	(9) 34	85.0	(8) 30	(6) 22	(3) 11	3.1	(3) 11
林 業	5人程度	(3) 10	(2) 8	80.0	(2) 8	(2) 7	(2) 6	1.3	(2) 6
建 築	3人程度	(3) 8	(3) 6	75.0	(2) 5	(2) 3	(2) 3	2.0	(2) 3
機 械	1人程度	(1) 6	(0) 2	33.3	(0) 1	(0) 1	(0) 1	2.0	(0) 1
総合土木	20人程度	(5) 36	(5) 30	83.3	(4) 25	(4) 22	(3) 18	1.7	(3) 17
計		(268) 736	(199) 548	74.5	(136) 386	(90) 228	(67) 150	3.7	(60) 133

イ 上級試験－経験者採用（1回目）－

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率倍	採用者数 人
総合土木	7人程度	(0) 14	(0) 11	78.6	－	(0) 6	(0) 1	11.0	(0) 1

ウ 上級試験－経験者採用（2回目）－

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率倍	採用者数 人
行 政	10人程度	(82) 331	(67) 227	68.6	－	(12) 48	(6) 20	11.4	(6) 19
総合土木	5人程度	(1) 24	(1) 19	79.2	－	(1) 11	(1) 5	3.8	(1) 5
計		(83) 355	(68) 246	69.3	－	(13) 59	(7) 25	9.8	(7) 24

エ 上級試験－特別募集－

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率倍	採用者数 人
総合土木	5人程度	(1) 32	(1) 25	78.1	－	(1) 18	(0) 9	2.8	(0) 4

オ 初級試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(9) 23	(9) 21	91.3	(8) 20	(4) 4	5.3	(4) 4
警察事務	3人程度	(15) 27	(14) 23	85.2	(11) 16	(4) 4	5.8	(3) 3
総合土木	3人程度	(1) 6	(1) 4	66.7	(1) 4	(1) 2	2.0	(1) 1
計		(25) 56	(24) 48	85.7	(20) 40	(9) 10	4.8	(8) 8

**力 小・中学校事務職員採用試験**

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数 人	最 終 合格者 数 人	最 終 競争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	9人程度	(13) 32	(10) 28	87.5	(8) 22	(5) 9	3.1	(3) 5

**キ 任期付職員採用試験**

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数 人	最 終 合格者 数 人	最 終 競争 率 倍	採用者数 人
一般事務	8人程度	(30) 59	(25) 45	76.3	(14) 27	(6) 8	5.6	(6) 7

**ク 警察官（男性）採用試験**

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数 人	最 終 合格者 数 人	最 終 競争 率 倍	採用者数 人	
県 内	A(第一回)	35人程度	378	231	61.1	212	45	5.1	30
	A(第二回)	5人程度	83	50	60.2	48	8	6.3	6
	B	10人程度	74	63	85.1	58	15	4.2	15
	計		535	344	64.3	318	68	5.1	51
県 外	A	若干人	—	8	—	8	1	8.0	1
	B	若干人	—	25	—	22	5	5.0	2
	計		—	33	—	30	6	5.5	3

**ケ 警察官（女性）採用試験**

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数 人	最 終 合格者 数 人	最 終 競争 率 倍	採用者数 人
A(第一回)	10人程度	122	70	57.4	63	11	6.4	8
A(第二回)	2人程度	26	14	53.8	12	3	4.7	3
B	5人程度	32	28	87.5	26	6	4.7	6
計		180	112	62.2	101	20	5.6	17

コ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者数 人	2次試験 受験者数 人	2次試験 受験率 %	最終 合格者数 人	最終 競争 率 倍	採用者数 人
警察官 A	福岡県	0	—	—	—	—	—	—
	熊本県	1	1	1	100.0	0	—	—
	宮崎県	2	2	1	50.0	1	2.0	1
	鹿児島県	5	5	1	20.0	0	—	—
	小計	8	8	3	37.5	1	8.0	1
警察官 B	石川県	5	5	4	80.0	0	—	—
	福井県	2	2	1	50.0	0	—	—
	福岡県	1	1	1	100.0	0	—	—
	熊本県	6	4	3	75.0	3	2.0	0
	宮崎県	8	7	7	100.0	2	4.0	2
	鹿児島県	3	3	1	33.3	0	—	—
小計	25	22	17	77.3	5	5.0	2	
合計		33	30	20	66.6	6	5.5	3

## 2 障害者を対象とした職員採用試験

### (1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
令元. 6. 13	令元. 7. 16～ 9. 13 (郵送・持参・インターネット)	令元. 10. 27 11. 17	令元. 11. 29

### (2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(イ) 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(ウ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者であると判定された者</p> <p>(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分</li> <li>・ 作文試験 60分</li> <li>・ 口述試験 個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>

### (3) 試験の実施状況

※ ( ) 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(8) 28	(7) 21	75.0	(2) 4	5.3	(2) 4
警察事務	1人程度	(1) 2	(0) 1	50.0	(0) 0	—	(0) 0
小・中学校事務	2人程度	(0) 3	(0) 3	100.0	(0) 2	1.5	(0) 1

※ なお、申込者数、受験者数、合格者数は第1志望のみの実人数であり、採用者数には第2志望、第3志望で当該試験区分を志望しているものを含む。

### 3 採用選考

(人)

部局 職	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部長および その相当職	3	—	—	—	3
次長および その相当職	1	—	—	—	1
課長および その相当職	8	2	—	—	10
課長補佐および その相当職	5	6	—	—	11
係長および その相当職	11	9	1	—	21
主事、技師および その相当職	114	18	5	1	138
技能労務職	—	—	—	—	0
計	142	35	6	1	① 184

警 察 官	
職	
警 視	3
警 部	10
警 部 補	4
巡 査 部 長	2
巡 査	4
計	② 23

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

合計 (①+②)	207
----------	-----

#### ○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
判 定 員	5	5	診 療 放 射 線 技 師	1	1
児 童 指 導 員	3	2	歯 科 衛 生 士	1	1
児 童 福 祉 司	1	1	保 健 師	8	8
保 育 士	4	4	文 化 財 保 護 技 術 者	1	1
自 立 支 援 員	1	1	図 書 館 司 書	1	1
職 業 訓 練 指 導 員	2	2	土 木 等 任 期 付 職 員	14	13
企 業 庁 水 道 技 術 者	1	1	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (一 般 事 務)	19	19
研 究 員	1	1	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (司 書)	1	1
学 芸 員	3	3	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (警 察 事 務)	4	4
窯 業	1	1	武 道 指 導 員	2	2
医 師	2	2	航 空 機 操 縦 士	1	1
獣 医 師	4	4	臨 床 心 理 士	1	1
薬 剤 師	4	4	計	86	84

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(係長およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	22	22	臨 床 検 査 技 師	13	1
薬 剤 師	6	3	言 語 聴 覚 士	2	1
作 業 療 法 士	5	2	医 療 ソ ー シ ャ ル ワ ー カ ー	5	1
臨 床 工 学 技 士	4	0	会 計 年 度 任 用 職 員	2,954	1,931
理 学 療 法 士	8	2			
看 護 師	138	52			
医 療 事 務	5	1			
診 療 放 射 線 技 師	10	2	計	3,172	2,018

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき、会計年度任用職員は各任命権者へ、その他の職種は病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

部 局 職	一 般 職 員					計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他		
部 長 お よ び そ の 相 当 職	6	—	—	2		8
次 長 お よ び そ の 相 当 職	12	—	—	3		15
課 長 お よ び そ の 相 当 職	57	1	2	1		61
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	65	5	4	4		78
係 長 お よ び そ の 相 当 職	87	6	5	13		111
計	227	12	11	23	①	273

(人)

警 察 官	
職	
警 視	15
警 部	—
警 部 補	—
巡 査 部 長	—
計	② 15

合計 (①+②)	288
----------	-----



### 第3 給 与 関 係 事 務

#### 1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、令和元年10月15日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

##### (1) 職員給与等実態調査

平成31年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

##### ア 部局別・給料表別職員数

(単位：人)

部局 給料表	知事	警察	教育委員会	議会	監査員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
行政職	2,367	257	134	26	15	10	6	187	302	3,304
警察職	-	2,281	-	-	-	-	-	-	-	2,281
研究職	206	15	-	-	-	-	-	-	-	221
医療職(1)	17	-	-	-	-	-	-	-	-	17
医療職(2)	123	1	-	-	-	-	-	-	2	126
医療職(3)	103	2	1	-	-	-	-	-	-	106
福祉職	80	-	-	-	-	-	-	-	-	80
高等学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	2,991	-	3,009
小・中学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	-	6,874	6,892
技能労務職	47	7	-	-	-	-	-	37	-	91
計	2,943	2,563	171	26	15	10	6	3,215	7,178	16,127

注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。

2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員37人（小学校および中学校等教育職36人、行政職1人）を含む。

3 再任用職員は、含まれていない。（表シまでについて同じ。）

##### イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

(単位：%)

区分 給料表	学歴別構成比				性別構成比	
	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行政職給料表	-	15.7	13.2	71.1	68.1	31.9
警察職給料表	0.1	44.0	3.0	52.9	90.7	9.3
研究職給料表	-	3.6	5.4	91.0	79.2	20.8
医療職給料表(1)	-	-	-	100.0	100.0	-
医療職給料表(2)	-	-	15.9	84.1	49.2	50.8
医療職給料表(3)	-	-	34.9	65.1	8.5	91.5
福祉職給料表	-	3.7	27.5	68.8	47.5	52.5
高等学校等教育職給料表	-	1.4	3.2	95.4	57.0	43.0
小・中学校等教育職給料表	-	-	5.9	94.1	47.4	52.6
技能労務職給料表	38.5	50.5	8.8	2.2	79.1	20.9
計	0.2	10.1	6.9	82.8	60.0	40.0

## ウ 年齢階層別構成比

職 種	一 般 職 員		教 育 職 員			警 察 職 員	全 職 員
	行 政	高 校 等	小 中 学 校	高 校 等	小 中 学 校		
～ 24歳	7.6 %	8.1 %	7.0 %	4.8 %	8.0 %	11.3 %	7.8 %
25 ～ 29	11.6	12.3	15.6	12.5	16.9	14.5	14.4
30 ～ 34	12.3	12.5	13.9	11.7	14.9	14.0	13.5
35 ～ 39	10.0	9.7	10.6	8.2	11.7	16.6	11.3
40 ～ 44	11.7	11.7	10.0	11.6	9.3	14.9	11.1
45 ～ 49	15.2	15.8	11.1	14.5	9.7	10.7	12.1
50 ～ 54	15.9	15.5	14.1	16.9	12.8	8.7	13.7
55 ～ 59	15.5	14.3	17.7	19.8	16.7	9.3	16.0
60 ～	0.2	0.1	-	-	-	-	0.1
人員数	3,945 人	3,304 人	9,901 人	3,009 人	6,892 人	2,281 人	16,127 人

## エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	対 前 年 比
		円	円	円	円	%
一 般 職 員	平成31年 4 月	326,382	9,186	26,337	361,905	△0.72
	平成30年 4 月	328,782	9,179	26,580	364,541	
全 職 員	平成31年 4 月	346,838	8,865	27,192	382,895	△0.25
	平成30年 4 月	347,876	8,699	27,277	383,852	

注 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

### (給料表別平均給与月額)

給 料 表	平 均 年 齢	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	合 計
	歳	円	円	円	円
行 政 職	41.8	322,317	9,331	25,953	357,601
警 察 職	38.7	325,488	13,978	25,629	365,095
研 究 職	43.7	356,402	10,414	28,122	394,938
医 療 職 ( 1 )	45.1	443,406	9,865	81,529	534,800
医 療 職 ( 2 )	43.9	338,600	8,540	26,519	373,659
医 療 職 ( 3 )	44.0	339,875	5,049	26,114	371,038
福 祉 職	39.4	322,282	7,508	24,944	354,734
高 校 等 教 育 職	43.6	378,284	8,677	29,244	416,205
小 中 学 校 等 教 育 職	40.6	351,883	7,071	27,302	386,256
技 能 労 務 職	52.0	350,160	8,007	26,862	385,029

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,304人	人 370	人 540	人 672	人 758	人 396	人 387	人 119	人 42	人 20
	% 11.2	% 16.3	% 20.3	% 22.9	% 12.0	% 11.7	% 3.6	% 1.3	% 0.6
警察 2,281	214	397	454	742	293	85	53	25	18
	9.4	17.4	19.9	32.5	12.8	3.7	2.3	1.1	0.8
研究 221	0	66	108	45	2	—	—	—	—
	0.0	29.9	48.9	20.4	0.9	—	—	—	—
医療(1) 17	6	1	2	8	—	—	—	—	—
	35.3	5.9	11.8	47.1	—	—	—	—	—
医療(2) 126	0	10	36	12	40	25	3	—	—
	0.0	7.9	28.6	9.5	31.8	19.8	2.4	—	—
医療(3) 106	0	16	16	24	34	16	—	—	—
	0.0	15.1	15.1	22.6	32.1	15.1	—	—	—
福祉 80	18	25	8	23	5	1	—	—	—
	22.5	31.3	10.0	28.8	6.3	1.3	—	—	—
高校 3,009	13	2,809	108	69	(特2) 10	—	—	—	—
	0.4	93.4	3.6	2.3	(特2) 0.3	—	—	—	—
小中学校 6,892	0	6,142	373	320	(特2) 57	—	—	—	—
	0.0	89.1	5.4	4.6	(特2) 0.8	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級の無いことを示す。

3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,348人	320,809円	519人	317,227円
1年未満		65	187,252	8	153,000
1年以上 2年未満		70	192,641	6	157,467
2年以上 3年未満		88	198,952	12	163,133
3年以上 5年未満		160	210,277	12	175,508
5年以上 7年未満		137	225,959	26	189,600
7年以上 10年未満		224	246,814	26	205,219
10年以上 15年未満		248	283,776	55	241,796
15年以上 20年未満		270	332,325	52	271,490
20年以上 25年未満		282	371,146	48	333,375
25年以上 30年未満		375	391,547	90	362,301
30年以上 35年未満		307	412,102	78	384,217
35年以上		122	427,015	106	397,627

**キ 職員の扶養親族数等**

扶養手当受給者数		6,853 人	受給者1人当たり扶養親族数
扶養親族数	配偶者	3,574	
	子	10,456	全職員1人当たり扶養親族数
	配偶者・子以外	354	
	計	14,384	全職員1人当たり扶養手当額
			8,865円

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

**ク 職員の管理職手当の支給状況**

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	21 人	64 人	177 人	288 人	140 人	377 人	335 人	1,402 人	62,346 円

**ケ 職員の地域手当の支給状況**

区分	地域手当地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			20.0%	16.0%	7.5%
人員		16,127 人	22 人	17 人	16,088 人
構成比		100.0 %	0.1 %	0.1 %	99.8 %
平均手当月額		27,192 円	73,176 円	81,529 円	27,072 円

**コ 職員の単身赴任手当の支給状況**

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額	
	100km未満	100km以上250km未満	250km以上400km未満	400km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上			
受給者	59 人	1 人	0 人	11 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	71 人	33,831 円

**サ 職員の住居手当の支給状況等**

支給を受けている者	2,778 人	全職員1人当たり手当額	4,963 円
		住居手当受給者の平均家賃額	60,624 円

## シ 職員の通勤手当および通勤の状況

### ① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支給を受けている者	14,990 人	92.9 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,598	16.1	17.3
交通用具のみ利用者	11,128	69.0	74.2
自動車使用者	10,648	66.0	71.0
自転車等使用者	480	3.0	3.2
交通機関・交通用具併用者	1,264	7.8	8.4
自動車との併用者	1,027	6.4	6.9
自転車等との併用者	237	1.5	1.6
受給者 1 人当たりの手当額	10,881円		
全職員 1 人当たりの手当額	10,114円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

### ② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職 員 数	割 合	累 積 割 合
10,000円以下	1,935 ( 690)	50.1 %	50.1 %
10,001円以上 12,000円以下	283 ( 108)	7.3	57.4
12,001円以上 14,000円以下	278 ( 72)	7.2	64.6
14,001円以上 16,000円以下	293 ( 75)	7.6	72.2
16,001円以上 18,000円以下	210 ( 56)	5.4	77.7
18,001円以上 20,000円以下	215 ( 71)	5.6	83.2
20,001円以上 22,000円以下	150 ( 60)	3.9	87.1
22,001円以上 24,000円以下	149 ( 49)	3.9	91.0
24,001円以上 26,000円以下	98 ( 23)	2.5	93.5
26,001円以上 28,000円以下	101 ( 29)	2.6	96.1
28,001円以上 30,000円以下	44 ( 13)	1.1	97.3
30,001円以上 32,000円以下	24 ( 4)	0.6	97.9
32,001円以上 34,000円以下	25 ( 6)	0.6	98.5
34,001円以上 36,000円以下	20 ( 1)	0.5	99.0
36,001円以上 38,000円以下	14 ( 3)	0.4	99.4
38,001円以上 40,000円以下	6 ( 0)	0.1	99.5
40,001円以上 42,000円以下	4 ( 0)	0.1	99.6
42,001円以上 44,000円以下	5 ( 1)	0.1	99.7
44,001円以上 46,000円以下	0 ( 0)	0.0	99.7
46,001円以上 48,000円以下	2 ( 1)	0.1	99.7
48,001円以上 50,000円以下	0 ( 0)	0.0	99.7
50,001円以上 52,000円以下	1 ( 0)	0.1	99.8
52,001円以上	5 ( 2)	0.1	100.0
計	3,862(1,264)	100.0	—
平均所要額	12,400円		

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布  
(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	1,900 (266)	16.3 %
5km以上 10km未満	3,202 (171)	27.4
10km以上 14km未満	2,081 (117)	17.8
14km以上 18km未満	1,407 (105)	12.1
18km以上 22km未満	1,094 (109)	9.4
22km以上 26km未満	729 (69)	6.2
26km以上 30km未満	410 (40)	3.5
30km以上 34km未満	272 (10)	2.3
34km以上 38km未満	185 (18)	1.6
38km以上 42km未満	153 (24)	1.3
42km以上 46km未満	102 (33)	0.9
46km以上 50km未満	46 (16)	0.4
50km以上 54km未満	39 (18)	0.3
54km以上 58km未満	22 (12)	0.2
58km以上 62km未満	13 (9)	0.1
62km以上	20 (10)	0.2
計	11,675 (1,027)	100.0
平均使用距離	13.8 km	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	430 (221)	60.0 %
5km以上 10km未満	167 (12)	23.3
10km以上 15km未満	69 (0)	9.6
15km以上 20km未満	36 (2)	5.0
20km以上 25km未満	9 (2)	1.3
25km以上 30km未満	3 (0)	0.4
30km以上	3 (0)	0.4
計	717 (237)	100.0
平均使用距離	6.0 km	

注1 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

ス 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	級						
		1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	82人	人	人	81人	1人	人	人	人
警察職給料表	6					5		1
研究職給料表	6		5		1			
医療職給料表(2)	2			2				
医療職給料表(3)	3				3			
福祉職給料表	3		2	1				
高等学校等教育職給料表	192	11	181					
小学校および中学校等 教育職給料表	165		154		11			
技能労務職給料表	42							
給料表計	501							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	級						
		1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表	89人	人	人	82人	6人	1人	人	人
警察職給料表	4				1	2		1
研究職給料表	5		4	1				
医療職給料表(2)	4				4			
福祉職給料表	2		1	1				
技能労務職給料表	3							
給料表計	107							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。



## (2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態について調査した。

### ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所649事業所

### イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

### ウ 調査実人員

初任給関係410人（行政職に相当する調査実人員344人）、初任給関係以外の調査職種6,144人（行政職に相当する調査実人員5,550人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、55,906人であり、行政職に相当するものは48,488人である。）

### エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	15	52	17	16	24	124

注 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が8所あった。

### オ 調査結果の概要

#### ① 民間における職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)
	人	歳	円	円	円
支店長	7	54.8	757,186	68	757,118
工場長	21	55.5	660,200	0	660,200
事務部長	117	52.8	644,948	1,246	643,702
技術部長	96	52.1	655,146	977	654,169
事務部次長	48	52.5	619,421	10,787	608,634
技術部次長	28	54.0	744,390	0	744,390
事務課長	345	50.3	542,774	6,629	536,145
技術課長	398	50.1	603,568	9,325	594,243
事務課長代理	216	47.5	489,623	65,966	423,657
技術課長代理	169	46.6	589,471	41,030	548,441
事務係長	359	45.2	467,575	61,196	406,379
技術係長	457	45.3	506,576	72,882	433,694
事務主任	296	39.6	381,983	68,862	313,121
技術主任	406	44.6	467,538	73,369	394,169
事務係員	1,311	37.7	302,694	36,518	266,176
技術係員	1,276	39.8	342,106	44,715	297,391

## ② 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	199,516	207,440	192,611	X
	短大卒	※176,430	※176,750	※176,160	-
	高校卒	165,449	166,117	※163,855	-
新卒技術者	大学卒	208,600	※214,464	※203,945	-
	短大卒	※189,012	-	※189,012	-
	高校卒	167,683	168,826	166,433	X
計	大学卒	203,243	210,183	196,704	X
	短大卒	182,678	※176,750	184,453	-
	高校卒	166,753	167,663	165,433	X

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

## ③ 民間における家族（扶養）手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		80.7%
配偶者に家族手当を支給する		(82.1%)
子に家族手当を支給する		(100.0%)
家族手当制度がない		19.3%
被扶養者の 構成別	配偶者	13,553円
支給月額	配偶者と子1人	18,658円
	配偶者と子2人	23,676円

注1 ( )内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

## ④ 民間における住宅（住居）手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	46.6%
支給しない	53.4%
借家・借間居住者に対する住宅（住居） 手当月額の最高支給額の平均額の階層	29,000円以上 30,000円未満

⑤ 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)		360,188 円	269,269 円
	上半期 (A 2)		361,153	278,047
特別給の支給額	下半期 (B 1)		834,944	495,145
	上半期 (B 2)		790,672	494,451
特別給の支給割合	下半期 (B 1/A 1)		2.32 月分	1.84 月分
	上半期 (B 2/A 2)		2.19	1.78
	年間計		4.51	3.62
年間の平均			4.50 月分	

注1 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	23.4 %	(37.7) %	(55.7) %	(6.6) %	76.6 %
高校卒	25.8	(46.4)	(53.6)	-	74.2

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	44.2 %	4.9 %	1.6 %	49.3 %
課長級	35.0	4.4	1.7	58.9

注 ベースアップの慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	88.0 %	88.0 %	21.9 %	11.5 %	54.6 %	0.0 %	12.0 %
課長級	81.4	81.4	20.5	11.4	49.5	0.0	18.6

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

⑨ 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目		自動昇給	査定昇給	昇格昇給
係 員		%	41.4	84.7	48.3
課 長 級			33.1	85.1	49.7

注 定期昇給の有無が不明および定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を 100 とした割合である（複数回答）。

⑩ 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
平成30年冬季	%	%	%	%	%	%
	54.9	45.1	64.8	35.2	46.6	53.4

⑪ 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
%	%	%	%
100.0	90.0	10.0	0.0

注 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

⑫ 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60 歳で減額	
		%	%	%
課 長 級		50.2	18.8	49.8
非 管 理 職		42.3	15.8	57.7

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（⑬において同じ。）。  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

⑬ 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
%	%
80.0	80.0

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### (3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 31 年 4 月)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	24,170	38,100	47,170	56,230	65,300
住 居 関 係 費	76,740	61,570	66,300	71,050	75,780
被 服 ・ 履 物 費	1,830	5,170	5,750	6,320	6,900
雑 費 I	41,190	36,540	62,090	87,620	113,170
雑 費 II	4,790	11,250	13,660	16,070	18,490
計	148,720	152,630	194,970	237,290	279,640

注 1 2 人から 5 人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:96 世帯)における平成 31 年 4 月の費目別平均支出額(日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1 人世帯については、平成 26 年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成 31 年 4 月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費 I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費 II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

#### (4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、令和元年10月15日に県議会および知事に対して、別記第1のとおり報告し、別記第2のとおり勧告した。

### 別記第1

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨にのっとり、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

### 1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適切な方式であるとされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

### 2 職員の給与

本委員会が、平成31年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員8,986人、県費負担市町立学校教職員7,141人、合計16,127人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,304人で、その平均給与月額が357,601円（給料322,317円、扶養手当9,331円、地域手当25,953円）であり、平均年齢は41.8歳（男性42.9歳、女性39.6歳）、性別構成は男性68.1%、女性31.9%、学歴別構成は大学卒71.1%、短大卒13.2%、高校卒15.7%となっている。

また、全職員の平均給与月額は382,895円（給料346,838円、扶養手当8,865円、地域手当27,192円）であり、その平均年齢は41.3歳（男性41.9歳、女性40.4歳）、性別構成は男性60.0%、女性40.0%、学歴別構成は大学卒82.8%、短大卒6.9%、高校卒10.1%、中学卒0.2%である。

### 3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の649事業所から、層化無作為抽出法により抽出した133の事業所について、「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、93.9%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

その主な調査結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

### (1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員6,144人の給与について調査した。

### (2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	203,243 円
	短 大 卒	182,678 円
	高 校 卒	166,753 円

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

### (3) 家族（扶養）手当

民間事業所における家族（扶養）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,553 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,658 円
配 偶 者 と 子 2 人	23,676 円

注 家族（扶養）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

### (4) 住宅（住居）手当

民間事業所における住宅（住居）手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の46.6%が住宅（住居）手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額最高支給額の平均額の階層は、29,000円以上30,000円未満となっている。

### (5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額4.50月分となっている。

## 4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢42.5歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして421円（0.11%）下回っていることが明らかとなった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B) (円) $\left[ \frac{A-B}{B} \times 100 \right]$ (%)
381,602円	381,181円	421円 (0.11%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

## 5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレース指数は99.5であった。

また、同年の47都道府県の平均は100.1、近畿6府県は99.1～101.6であった。

## 6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で0.9%、大津市で1.1%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ152,630円、194,970円および237,290円となった。

## 7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月7日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告および勧告を行った。また、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※ 別紙省略

## 8 むすび

### (1) 民間給与との較差に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様とする。

### (2) 諸手当の見直し

#### ア 住居手当

住居手当について、県職員住宅等の使用料の上昇を考慮し、令和2年4月1日から手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げることが適当である。また、この改定により生ずる原資を用いて、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、同日から全額支給限度額を4,000円引き上げることが適当である。

なお、これに伴い、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を講ずることが適当である。

#### イ 扶養手当

子に係る手当額については、配偶者に係る手当額の引下げ等により生ずる原資を用いて段階的に引き上げることとしているが、令和2年4月1日において行政職給料表8級および9級ならびにこれらに相当する職務の級の職員に支給される配偶者に係る手当額を3,500円まで減額すること等により生ずる原資が少額であることから、現行の9,700円に据え置くことが適当である。

#### ウ 地域手当

地域手当については、本県と同様に県内一律支給を行っている団体において、その支給割合の算定方法について、国および他の団体の状況を踏まえた見直しが進んでいることから、本県においても、県内一律支給と給与水準の維持を前提に、同様の見直しについて検討を行う必要がある。

### (3) 人材の確保および育成

#### ア 優秀で多様な人材の確保

近年、若年人口の減少や民間企業等の高い採用意欲、就職活動の早期化等を背景として人材の確保が厳しい状況となっている。加えて、本県においては退職者数の増加等により採用予定人員が多くなっていることから、今年度の採用上級試験の競争倍率は平成元年以降で最低の3.7倍であり、特に技



術職については一部の職種で必要人員を確保できないなど困難な状況が続いている。

このため、これまでの取組に加え、民間企業志望の学生がより受験しやすくなるよう、多くの民間企業の採用選考で利用されている能力検査「SPI」を導入し、また、経験者採用試験においては、上限年齢の引上げや東京でも試験を実施するなど、新たな工夫を重ね、人材確保に努めているところである。

今後も任命権者と連携して、学生向けの説明会等において、滋賀県職員として働くことのやりがいや魅力をわかりやすくアピールしていくとともに、試験制度については、新規採用職員へのアンケート調査や勤務状況の確認などを通じてその手法および結果の検証を行い、引き続き改善に努めていく。また、今後の国民スポーツ大会等の大規模イベントの開催や公共事業の急増等に対応するため、任期付採用制度も積極的に活用していく必要がある。

## イ 人材の育成

本県では、近年の新規採用者数の増加に加え、職員の年齢構成上、30代後半から40代前半の在職割合が低いことから、若手職員が早い段階から専門性を身に付け、職場の中核として活躍することが求められており、その育成が急務となっている。また、十分な準備期間を経ずに職場のマネジメントに関わることも想定されるため、早くから係長の補佐を担わせるなど、キャリア形成を意識した育成を行うことも重要であり、それぞれの資質や能力に応じた研修やOJTなどを通じ、職場全体で次代を担う人材を育成していく必要がある。

人事評価制度は、人材育成を推進していく上で大きな役割を担っており、とりわけ面談は職員の成長に必要な「気づき」を促す大事な機会となり得るものである。所属長や係長等は、普段から職員とのコミュニケーションを積極的に行い相互の信頼関係を築くことで、面談をより一層充実させ、若手職員の育成に効果的に活用していく必要がある。また、本年度導入4年目となるが、運用状況等について改めて検証を行い、制度の公平性、公正性、納得性などを高めるための工夫や改善に引き続き取り組む、人材育成等の機能がより発揮されるよう努める必要がある。

## ウ 障害者の雇用促進と職場環境の整備

障害者雇用については、法定雇用率が令和3年4月までに引き上げられることとなっており、また、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入により雇用率算定の対象となる職員が増加することも見込まれるため、その確実な達成が求められるところである。

本県の障害者採用試験においては、今年度から、これまで採用を行ってきた身体障害者に加え、精神障害者および知的障害者も対象としたところであり、障害種別を問わず、障害者が能力を発揮し、やりがいを持って働き続けられる職場づくりを実現する必要がある。このため、職域の拡大のほか、合理的配慮の措置、相談体制の充実、障害者雇用の理解を深めるための職員研修の実施など職場環境の整備に取り組む必要がある。また、現在実施しているチャレンジ雇用についても引き続き積極的に取り組むとともに、国においては非常勤職員として勤務した後、選考を経て常勤職員となることを可能とするステップアップの枠組みや、常勤職員として採用が内定した者が採用前に非常勤職員として勤務できるプレ雇用の制度などを導入しており、こうした制度についても検討を進める必要がある。

## エ 女性職員の活躍推進

本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は本年4月現在で31.9%であるが、採用者に占める女性の割合は年々増加傾向にあり、今後、女性職員の割合はさらに増加することが見込まれる。

県民サービスの維持・向上を図るためには、全ての職員が県政のあらゆる分野で持てる能力を十分発揮することが求められており、女性職員が県政の幅広い分野で活躍し、その視点を施策構築に反映させていくことが重要である。このため、様々な理由により時間的制約を受ける場合であっても、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境整備や職場風土づくりを進めることが必要である。また、将来的に管理職として活躍できるよう、議会対応やマネジメントの経験等、キャリア形成を意識した機会の付与や、専門性を高めることにつながる人事配置にも努めていく必要がある。

本県の政策研修センター研修時職員意向調査によると、女性職員は男性職員と比較して家事、育児、介護等の理由により時間的制約を受けている割合が高くなっており、より多くの男性が主体的に家事等へ関わっていくことも重要であることから、男性職員の意識改革を進めるとともに、男女ともに安心して育児や介護に関わることができるような職場環境づくりに向け、より一層努めていく必要がある。

各任命権者においては、女性の職業生活における活躍推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を本年3月に策定し、女性職員の活躍推進等に向けた取組事項および数値目標を設定しているところであり、その達成に向け着実に取組を進めていくことが必要である。

## (4) 働き方改革の実現に向けた取組の推進

### ア 健康経営の成果と課題の分析

本県における健康経営の取組<sup>※1</sup>について、本委員会が健康経営および時間外勤務命令の上限について実施した職員アンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、健康経営の取組の成果と

<sup>※1</sup> 「健康経営」とは「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しており、NPO 法人健康経営研究会の登録商標である。本県では、職員の能力や個性の発揮には、職員の健康の維持・増進が欠かせないとの方針に基づき、職員が健康でいきいきとやりがいをもって働ける職場づくりに取り組むことで、組織としての力を高め、県民サービスの向上を目指すことを県における「健康経営」と位置付け、その実践に向けて取り組んでいる。

して「心身の健康に対する意識が高まった」、「事前に計画を立て、効率的に業務を進めるようになった」、「業務内容や仕事の進め方を積極的に見直すようになった」と回答した職員が多く、健康経営の趣旨や目的に対する理解が深まり、限られた時間の中で効率的に仕事を進めようとする意識が高まっていることがうかがえる。

しかしながら、「仕事の質や仕事に対する満足度が向上した」、「仕事への意欲が高まり、前向きに新しい仕事に取り組むようになった」と回答した職員は少数にとどまり、係長や一般の係員においては「特に成果が表れていない」と回答した職員も多いことから、仕事のやりがいやモチベーションの向上につながるような取組としていくことが必要不可欠である。

また、健康経営に取り組む上での課題として、「職員間や係間での適切な業務の割り振り、業務量に見合った人員配置、繁忙期の応援体制などが十分でない」、「業務の見直しが進んでいない」と回答した職員が多く、今後推進すべき健康経営の取組として、「業務量に見合った人員配置の見直し」と回答した職員も多いことから、これらの課題には、職員が改善を実感できるよう、引き続き重点的に取り組む必要がある。

特に、人員配置の面では、業務の繁閑等に応じた柔軟な人員配置や応援体制の構築に努めるとともに、生産性の向上や業務運営の円滑化の観点から、長めの人事ローテーションの定着や人事異動の時期の見直しにも取り組む必要がある。

なお、これらの見直しを行っても十分な効果が得られない場合は、引き続き定数の見直しを検討していく必要がある。

### **イ 時間外勤務命令の上限設定と職員の健康確保**

長時間労働の是正については、働き方改革関連法の公布および人事院規則の一部改正を受けて、人事委員会規則で時間外勤務を命じることができる時間の上限を設定し、本年4月1日から施行した。

アンケート調査では、上限導入により「自身の勤務時間を管理する意識が高まった」や「上司が部下の勤務時間や業務の進捗をより正確に把握するようになった」と回答した職員が多く、職員の時間外勤務に対する意識改革に一定の効果が確認できたところである。

一方で、課題として「時間外勤務の申請（命令）がしづらい」や「サービス残業や自宅への持ち帰りを誘発する」と回答した職員が多いことから、時間外勤務の命令内容と実際の勤務時間との間にかい離が生じることがないように、管理職員等には一層厳格な勤務時間および業務の管理が求められる。

本委員会としては、職員の健康確保に資する制度となるよう、任命権者における運用状況を注視していくとともに、労働基準監督機関としての立場からも、各職場における適正な勤務時間の管理等について、実態調査や職員講習会等を通じて必要な指導・啓発を行っていく。

### **ウ 働きやすい職場環境の実現**

職員が高い使命感を持って、いきいきと働き続けるためには、働きやすい職場環境の実現が必要であるが、アンケート調査では、健康経営の取組の成果として「職員同士が協力し合える風通しの良い職場環境づくりが進んだ」と回答した職員は比較的少数にとどまっており、引き続きその実現に向け努力しなければならない。

また、精神障害等で長期の休暇を取得した職員の数、平成29年度が43人、平成30年度が41人と依然として多く、人事異動や職場での人間関係、業務不適應等がその主な要因となっていることから、例えば、異動してきた職員に対して、丁寧な事務引継ぎやサポートを行うなど、人事異動などにより不安を抱える職員が早期に職場に馴染めるよう配慮する必要がある。また、早期回復に向けたケアはもちろん、ストレスチェック制度を有効に活用するとともに、管理職員等が日頃から職員とのコミュニケーションを密にして、職場におけるメンタル不調の未然防止や早期発見・早期対応に引き続き取り組む必要がある。

ハラスメントについては、職員の人権を侵害し、職場環境に大きな影響を与える重大な問題であるが、残念ながら本年もセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントによる処分事案が発生していることから、任命権者においては、各対策指針に基づき、再発防止に向けた取組をより一層強化する必要がある。

### **エ 学校における働き方改革**

学校における働き方改革については、本年1月に中央教育審議会から答申された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」も踏まえ、勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進や学校業務の見直し等の取組について、引き続き徹底を図っていく必要がある。

また、学校現場における課題は多くの学校で共通していることや、学校単独の取組では限界があることから、引き続き教育委員会が積極的に支援するとともに、学校現場と連携して取組を進めていく必要がある。

## **(5) 不適切な事務処理の防止**

職員は、日頃から法令等の遵守を心がけ職務に当たらなければならないが、所属での確認不足や誤った法令等の解釈等による不適切な事務処理が相当件数に及んでいる。再発防止のため、職員一人一人が基本に立ち返った事務執行を徹底するとともに、職場でのチェック機能の強化、引継ぎの徹底、業務マニュアルの整備等により、事務処理の適正化に取り組み、県民の信頼に応えられる組織づくりに努める必要がある。

## (6) 臨時・非常勤職員の適正な勤務条件の確保等

臨時・非常勤職員は、公務運営において欠くことのできない存在となっており、引き続き適正な勤務条件の確保に努める必要がある。

また、来年4月から導入される会計年度任用職員については、適正な勤務条件の整備や適切な能力実証により必要な人材を確保し、より効率的・効果的な行政運営を実現するとともに、この制度により、常勤職員の負担軽減を図るなど、働き方改革の推進にも資するよう運用していくことが必要である。

## (7) 高齢層職員の活用

昨年、人事院は、公務員の定年を65歳まで段階的に引き上げることが必要とする旨の意見の申出を行い、本年の人事院の公務員人事管理に関する報告においても、「本院の意見の申出を踏まえ、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請する」としていることから、本県においても、今後の国の動向を注視していく必要がある。

また、本県では、多くの再任用職員が職場で活躍しており、再任用職員の能力および経験を十分に活かせるような人事配置に配慮し、再任用職員のモチベーションの維持・向上に努めることで、質の高い県民サービスを提供していく必要がある。加えて、再任用職員がこれまで培ってきた技術・ノウハウの継承など、人材育成の面でも大きな役割を果たしていくことが期待されることである。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為な人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本県においては、現在、厳しい財政収支見通しが示されている。過去においては、財政状況を理由として給与勧告の実施見送りや平成15年度から11年間にわたる独自の減額措置等が行われてきたところであるが、地方公務員の給与は、職員の給与水準と民間企業従業員の給与水準との均衡を図ることを基本として、地方公務員法で定められた「給与決定の原則」に基づき決定されるべきものであり、給与勧告は尊重されるべきものである。

また、職員においては、高いコンプライアンス意識を持って、法令等に基づき適切に事務を執行することはもちろん、不断にコスト意識を持って最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、効率的・効果的な職務遂行に最大限努め、県民の信頼・負託に応えていかなければならない。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げと特別給の引上げを行うとともに、諸手当の見直しを行う内容の報告および勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別記第 2

# 勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

## 1 改定の内容

### (1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

### (2) 諸手当

ア 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 令和元年 12 月期の支給割合

- a b および c 以外の職員（再任用職員を除く。）  
勤勉手当の支給割合を 0.975 月分とすること。
- b 特定幹部職員（再任用職員を除く。）  
勤勉手当の支給割合を 1.175 月分とすること。
- c 特定任期付職員または任期付研究員  
期末手当の支給割合を 1.725 月分とすること

(イ) 令和 2 年 6 月期以降の支給割合

- a b および c 以外の職員（再任用職員を除く。）  
6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。
- b 特定幹部職員（再任用職員を除く。）  
6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.15 月分とすること。
- c 特定任期付職員または任期付研究員  
6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7 月分とすること。

イ 住居手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 住居手当は、月額 13,000 円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

(イ) 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と 13,000 円との差額が 18,000 円以下の職員についてはその差額、その差額が 18,000 円を超える職員についてはその超える額の 2 分の 1 の額を 12,000 円を限度として 18,000 円に加算した額とすること。

## 2 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 (2) ア (ア) については令和元年 12 月 1 日から、1 (2) ア (イ) および 1 (2) イ については令和 2 年 4 月 1 日から実施すること。

### (2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和 2 年 3 月 31 日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、1 (2) イ の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が 2,000 円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

※別表省略

## 2 給与改定等の概要

令和元年10月15日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等に基づき、滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等が、令和元年11月定例県議会に提案され、同年12月20日に可決成立し、同月27日に公布された。  
なお、これらの内容は以下のとおりである。

### (1) 改定の内容

- ① 公民較差に基づく改定
  - ア 給料表 国に準じて引上げ改定
  - イ 期末・勤勉手当 年間支給月数 4.45月→4.50月
- ② その他の改定
  - ア 住居手当 支給対象となる家賃額の下限の引上げ（9,000円→13,000円）  
全額支給限度額の引上げ（14,000円→18,000円）  
手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間の経過措置
  - イ 地域手当 支給割合の引下げ  
東京都特別区：20%→18.5%、県内：7.5%→6%  
地域手当の支給割合の引下げに伴い、給与水準を維持するため、給料月額の上上げ  
東京都特別区：1.266%、県内：1.4152%

### (2) 実施時期

- ①ア：平成31年4月1日から実施
- ②イ：令和元年12月1日から実施
- ②アイ：令和2年4月1日から実施

## 3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給等	10 件	2 件	4 件	—
給料表異動	5 件	7 件	—	—
諸手当	2 件	2 件	1 件	—
その他	—	—	1 件	—

## 第4 勤務時間その他の勤務条件等

### 1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振り等について別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

#### ○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	週休日の特例(変則勤務による4週6休)

#### ○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性または地域的もしくは季節的事情により、規則第2条、第3条、第8条の2第1項および第3項ならびに第9条第1項から第5項までの規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容	
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	教員	勤務時間の割振りの特例(学習航海による22時間連続勤務)
	県立学校および市町立小・中学校	教員等	週休日の振替等および休日勤務時間の振替の特例(振替対象期間の延長)
警察本部	本部および警察署	警察官	休日勤務時間の振替の特例(休日に割り振られた正規の勤務時間のうち一部について振替を行う)

### 2 勤務条件適正化に向けた職員講習会

労働関係法令の周知および職場環境の改善を図ることを目的に、次のとおり講習会を開催した。

①日時 令和元年8月8日(木) 14時～16時

②会場 滋賀県庁東館7階大会議室

③参加者 各所属の係長以上の職員 133名

④内容

・講演「パワーハラスメントがもたらすもの」

講師 総務事務・厚生課健康管理室 相談員 森 良和 氏

・講演「労働基準関係法令に基づく労働時間管理と健康障害の防止について」

講師 滋賀労働局労働基準部監督課 課長 米村 慎二 氏

### 3 健康経営の推進等に関する職員アンケート

健康経営の取組に係る職員の意識や職場環境の変化等を把握、分析し、職員の給与等に関する報告・勧告の基礎資料とすることを目的に、次のとおり職員アンケートを実施した。

①実施期間 令和元年8月1日(木)～8月30日(金)

②対象者 約3,740人(総合事務支援システムを利用できる全ての職員(企業職員、技能労務職員、警察職員、県立学校の教員(管理職員を除く。))、臨時的任用職員および嘱託職員を除く。)

③回答者数 2,657人

④調査項目

・健康経営の取組による成果

・健康経営の取組に関する課題

・今後推進すべき取組

・時間外勤務の上限規制の導入による効果

・時間外勤務の上限規制の運用上の課題

## 第 5 懲戒処分関係

### 1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
警 察 本 部 長	減 給	平成 31 年 4 月 25 日
警 察 本 部 長	戒 告	令和元年 6 月 27 日
警 察 本 部 長	減 給	令和元年 6 月 27 日
知 事	減 給	令和元年 7 月 16 日
知 事	停 職	令和元年 7 月 16 日
警 察 本 部 長	停 職	令和元年 7 月 25 日
教 育 委 員 会	免 職	令和元年 7 月 26 日
教 育 委 員 会	免 職	令和元年 8 月 6 日
教 育 委 員 会	停 職	令和 2 年 2 月 14 日
教 育 委 員 会	停 職	令和 2 年 2 月 14 日
教 育 委 員 会	停 職	令和 2 年 3 月 27 日
教 育 委 員 会	停 職	令和 2 年 3 月 27 日
教 育 委 員 会	減 給	令和 2 年 3 月 27 日
教 育 委 員 会	減 給	令和 2 年 3 月 27 日
知 事	減 給	令和 2 年 3 月 27 日
知 事	減 給	令和 2 年 3 月 27 日

## 第6 公平審査関係事務

### 1 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりである。

#### 総括表

区分	平成30年度末 係属件数	令和元年度			令和元年度末 係属件数
		要求等件数	審理等回数	終結件数	
任用	0件	1件	0回	0件	1件

### 2 不利益処分に関する審査請求

不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりである。

#### 総括表

区分	平成30年度末 係属件数	令和元年度			令和元年度末 係属件数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	0件	0件	0回	0件	0件
分限処分	0件	0件	0回	0件	0件
その他	0件	0件	0回	0件	0件

### 3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	福利厚生 関係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	2	1	1	0	3	2	9



#### 4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から令和元年度中に6件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭41. 12. 26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 3
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平 2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平 2. 5. 31
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3
平28. 5. 20	全滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 1
平28. 5. 20	滋賀県障害児学校教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 1

注 ( )内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

## 5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

### (1) 本 庁

(令和2年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、参事、課長補佐、総務課の主幹、係長および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	知事公室長、部長、会計管理者、会計管理局長、理事、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、防災危機管理局長、ICT統括監、子ども・青少年局長、観光振興局長、ここ滋賀推進監、流域政策局長、課長、主席参事、副局长、地域防災監、地震・危機管理室長、原子力防災室長、廃棄物対策室長、観光政策室長、農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長、農業基盤管理推進室長、交通安全対策室長、高速・幹線道路推進室長、広域河川政策室長、流域治水政策室長、河川・港湾室長、水源地域対策室長、参事、副地域防災監、広域連携推進室長、旅券室長、県民活動・協働推進室長、県民情報室長、ICT企画室長、交流推進室長、競技力向上対策室長、健康しが企画室長、食の安全推進室長、子育て支援室長、ピワイチ推進室長、ここ滋賀推進室長、地域資源活用推進室長、用地対策室長、道路保全室長、建築指導室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、秘書課、人事課および財政課の主幹、係長および副主幹、総務事務・厚生課の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)、人事課の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、課長補佐、室長補佐、副参事、教育総務課の主幹、係長、副主幹、主査、主任主事および主事(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課(健康福利室を除く。)の主幹、係長、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、健康福利室の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

### (2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長、課長
環 境 事 務 所	所長、次長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長
保 健 所	所長、次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、支所長、課長補佐
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、次長、支所長、家畜検査センター所長
土 木 事 務 所	所長、地域調整監、支所長、次長、課長、課長補佐
消 防 学 校	校長、教頭
東 京 本 部	本部長、副本部長、本部長代理、政策推進課長
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長
近 代 美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
琵琶湖環境科学研究センター	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、副部門長、総括研究員

機 関	職
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、新琵琶湖博物館創造室長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
平和祈念館	館長、副館長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
工業技術総合センター	所長、次長、信楽窯業技術試験場長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
男女共同参画センター	所長、次長
ここ滋賀	所長、副所長
農業技術振興センター	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、農業大学校副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
交通事故相談所	所長
北川水源地域振興事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長

## 6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村会内	昭37. 6. 1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40. 9. 1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村議会議長会内	昭44. 5. 1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49. 1. 14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49. 5. 1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50. 2. 3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50. 5. 1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14. 5. 20

## 第 7 労働基準監督機関の職権行使

### 1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により、労働基準法別表第 1 第 11 号、第 12 号および一般官公署に該当する県の事業所(168)については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第 1 の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成 31 年 4 月 1 日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3 号	各土木事務所（長浜土木事務所木之本支所を除く。）（7）、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所（2）、北川水源地域振興事務所 <span style="float: right;">11</span>	労働基準監督署
13 号	各健康福祉事務所（各保健所）（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎 <span style="float: right;">16</span>	
14 号	本庁事業課 <span style="float: right;">1</span>	
15 号	動物保護管理センター <span style="float: right;">1</span>	
12 号	本庁薬務感染症対策課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械システム係および金属材料係を除く。）、東北部工業技術センター機械システム係および金属材料係、高等技術専門学校（草津校舎を除く。）、高等技術専門学校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校（3）、各高等学校（45）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（15）、警察学校 <span style="float: right;">89</span>	
一般官公署	本庁（総務事務・厚生課各総務経理係、事業課、森林政策課普及指導係、薬務感染症対策課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。）、総務事務・厚生課各総務経理係（6）、森林政策課普及指導係、会計課各地域会計係（6）、各環境事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護係および彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係を除く。）（3）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京本部、男女共同参画センター、ここ滋賀、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局 <span style="float: right;">79</span>	168
1 号	企業庁浄水課（馬渕浄水場および水口浄水場を除く。）、馬渕浄水場、水口浄水場 <span style="float: right;">3</span>	労働基準監督署
13 号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター <span style="float: right;">3</span>	
一般官公署	企業庁（浄水課を除く。） <span style="float: right;">1</span>	

合計 204（人事委 168、労基署 36）

備考 1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第 1 に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「地公企法」という。）第 39 条第 1 項および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号。以下「地公労法」という。）第 17 条第 1 項の規定により地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 58 条第 5 項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第 5 項および地公企法第 39 条第 1 項の規定により地公法第 58 条第 5 項の適用が除外される単純労働職員（現業職員）および地公法第 4 条第 2 項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

## 2 職権行使の状況

令和元年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

### (1) 事業所調査

令和2年2月から同年3月にわたって、6事業所を訪問し労働基準監督上の次の事項について実態調査（実地調査）を実施した。併せて、5事業所に対し時間外勤務の実態調査（ヒアリング）を実施した。

- ①主たる事業内容、②勤務時間・休憩、③時間外勤務、④年次有給休暇の取得状況、
- ⑤産前・産後休暇、育児休業、育児時間、生理休暇、介護休暇・時間の状況、
- ⑥育児・介護を行う職員の時間外勤務・深夜勤務の制限の請求状況、
- ⑦宿日直勤務の状況、
- ⑧施設および設備、⑨安全衛生管理体制、⑩健康診断、
- ⑪事故および労働災害、

加えて、令和元年度は次の事項について訪問しなかった154事業所（兼務・併任のみの事業所を除く）を対象に書面による調査を実施した。

- ①時間外勤務の実績、②長時間労働者への医師による面接指導の状況、③宿日直勤務の状況、
- ④安全衛生管理体制、⑤事故および労働災害、⑥安全管理

### (2) 時間外・休日労働に関する協定（36協定）の実態調査

人事委員会が所管する労働基準法別表第12号（教育、研究または調査の事業）に該当する事業所のうち、平成30年度において36協定を締結し、人事委員会への届出を行っている88事業所に対し、次の事項について調査を実施した。

- ①1日の時間外勤務における遵守状況
- ②1か月（3か月）の時間外勤務における遵守状況
- ③1年の時間外勤務における遵守状況
- ④週休日・休日の勤務における遵守状況

### (3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

令和元年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、10か所（ボイラー7基、第一種圧力容器7基）である。令和元年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

#### ア 検査の実施状況

種 類	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
検 査 別		
性 能 検 査	6	5

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

#### イ 設置状況

（令和2年3月31日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	令元. 7. 1～令 2. 6. 30	
森林政策課普及指導係 （林業普及センター）		1	平26. 4. 1～平27. 3. 31	休止中
農業技術振興センター	1		令元. 7. 1～令 2. 6. 30	
水 産 試 験 場	1		平30. 7. 1～平31. 6. 30	休止中
瀬田工業高等学校		1	平 8. 12. 1～平 9. 11. 30	休止中
長浜農業高等学校		2	平31. 4. 1～令 2. 3. 31	
八日市南高等学校		1	令元. 7. 1～令 2. 6. 30	
豊 話 学 校	1		令元. 8. 1～令 2. 7. 31	
北大津養護学校	1		令元. 9. 1～令 2. 8. 31	
三雲養護学校	3		令元. 5. 1～令 2. 4. 30	
10 事 業 所	7	7		

人事委員会年報（令和元年度）

発行年月	令和2年10月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453